

ประกาศสำนักคณะกรรมการส่งเสริม

ที่ ป.5/2564

เรื่อง มาตรการบรรเทาผลกระทบจากสถานการณ์แพร่ระบาดของโรคติดเชื้อไวรัส 2019 (COVID-19)

非公式記

投資委員会事務局布告

第 Por. 5/2564 号

件名：新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行状況による影響の緩和措置

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行状況により影響を受けている被奨励者を支援するため、投資委員会に委任された投資委員会事務局は仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 11 条及び第 13 条の権限並びに、仏暦 2564 年（2021 年）9 月 6 日付第 3/2564 回投資委員会会議の決議に基づき、以下のように発布する。

1. ISO9002、CMMI 等の国際規格または相当する規格の取得期限の延長緩和

ISO9002、CMMI 等の国際規格または相当する規格の取得期限が仏暦 2564 年（2021 年）4 月 1 日～12 月 31 日の間となっているプロジェクトは、元の期限終了日より国際規格の取得期限を 6 ヶ月延長する。

2. 2 ヶ月以上の事業の一時停止許可申請の緩和

被奨励者が仏暦 2564 年（2021 年）4 月 1 日～12 月 31 日の間に、2 ヶ月以上事業を停止する場合、事務局に許可申請の必要がなく、その旨を、オンラインシステムを通じて届け出るだけで良い。また被奨励者は当該事業停止の期間中に、ビザや労働許可証を取得した熟練技術者・専門家である外国人の退任通告を行う必要はない。尚、労働許可期間が終了しても、通常の基準どおり更新が可能である。

公布日：仏暦 2564 年（2021 年）10 月 5 日

ドゥアンジャイ・アッサワジンタチット
(ドゥアンジャイ・アッサワジンタチット)
投資委員長官